

クリアランス制度の法制化に向けた検討の方針(案)

平成17年9月12日
事務局

1. 検討の範囲について

第18回の放射線安全規制検討会(以下「検討会」という。)において、本検討会では、クリアランス制度の法制化に向けた検討のうち、特に制度の枠組みに係る事項について検討することとした。具体的には、クリアランス制度の概念の整理、検討対象物の範囲、クリアランスを実施する者、検認のシステム(制度設計)について等である。

このうち、特に、今後の検討の方向性を定めるべく、検討対象物の範囲及びクリアランスを実施する者について、案を提示し、検討会委員からの意見をとりまとめた。これらを踏まえると、当面は、法制度上の枠組みについては、あらかじめ制限することなく、検討することとするが、実際の対象範囲等についてはクリアランス技術検討ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)における検討の進捗状況等も踏まえ、現実的に可能な範囲を見極めていくこととする。

従って、当面は、放射線発生装置の解体等に伴い発生する金属、コンクリート等に重点を置いて検討していくこととする。更に、短半減期核種のみによって汚染されたものについては、クリアランス制度のみならず、PETのような取扱いの可能性についても併せて検討することとする。

2. 検討の進め方

原子炉等規制法では、原子炉施設の解体等に伴って発生する廃棄物等のクリアランス制度が制度化され、今後、政省令等の公布をまって、実際に運用が開始されることとなっている。今回の検討にあたっては、当面、放射線発生装置の解体等に伴い発生する廃棄物に重点を置くこととしていることから、これらの制度を参考にしつつ、その比較を行うことにより、制度設計の際の課題を抽出し、具体的な制度について検討していくこととする。

3. 検討スケジュール

当面、本年末を目途に、中間とりまとめを行う。